

日本学生支援機構奨学金

平成 30 年北海道胆振東部地震に係る災害救助法適用地域の世帯の 学生・生徒に対する緊急採用・応急採用の取扱いについて(通知)

下記の通り災害救助法適用地域及び適用日が定められました。希望者は学生支援事務室までご相談ください。

1. 災害救助法適用地域及び適用日

【北海道】179 市町村

※適用地域の詳細については日本学生支援機構ホームページをご確認ください。

【「災害救助法適用地域」ホームページ】

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kinkyu_okyu/chiiki/genzai.html

災害救助法適用日:2018 年 9 月 6 日

2. 貸与始期及び貸与終期

【第一種】始期:平成 30 年 9 月以降の希望月 終期:平成 31 年 3 月(条件によって延長可能)

【第二種】始期:平成 30 年 4 月以降の希望月 終期:修業年限の終了月まで